

議案第20号

氷室辺地総合整備計画の策定について

氷室辺地総合整備計画を次のとおり定めることについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和7年2月14日提出

佐野市長 金子 裕

氷室辺地総合整備計画書

栃木県佐野市 氷室辺地

（辺地の人口 658人 面積 42.1km²）

1 辺地の概況

- （1） 辺地を構成する町又は字の名称 栃木県佐野市秋山町、水木町及び柿平町
- （2） 地域の中心の位置 栃木県佐野市柿平町1159番地
- （3） 辺地度点数 192点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

氷室地区は、本市の中心地から約2.1km北方に位置し、農林業を主要産業とする自然豊かな山間地帯である。また、ザゼンソウやセツブンソウが群生するなど地域資源にも恵まれているが、人口減少に歯止めがかからず、過疎化が問題となっている。

氷室地区における医療については、高齢化に伴い当地域内の氷室診療所を利用する患者数も多いことから、診療所の運営は必要不可欠である。当該診療所では効率的な運営のため電子カルテを導入しており、医師の負担や患者の待ち時間の軽減に寄与している。この電子カルテは令和7年度で耐用年数が経過することから、診療所の安定した運営や地域住民の安心した生活を維持するため、更新が必要である。

3 公共的施設の整備計画

令和7年度 1年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち ち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
氷室診療所	佐野市	5,000	0	5,000	5,000
合 計		5,000	0	5,000	5,000

理 由

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律によって、氷室辺地に係る公共的施設の整備を図るため、氷室辺地総合整備計画を策定したいので提案するものです。

参 考

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律抜粋

(総合整備計画の策定等)

第3条 この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画(以下「総合整備計画」という。)を定めることができる。

2 総合整備計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 整備しようとする公共的施設
- (2) 整備の方法
- (3) 整備に要する経費とその財源内訳

3 総合整備計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- (1) 整備を必要とする辺地の事情

(2) その他総務省令で定める事項

4－8 …省 略…